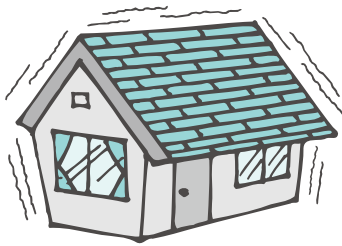


～昭和56年5月までに着工の木造住宅～



「旧耐震基準」の木造住宅には 耐震診断支援制度があります

◎耐震基準 昭和56年5月までの建物と6月以降の建物では基準の内容が違います

【旧耐震基準】 昭和56年5月以前までに建築工事を着工した建物に適用された耐震基準です。これは、中地震（M5～7）を想定しており、震度5強程度の揺れでも倒壊せず、破損したとしても補修することで生活が可能な耐震基準です。しかし、巨大地震については考慮されていません。

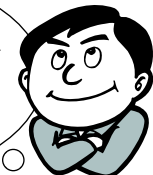
【新耐震基準】 昭和56年6月以降に着工した建物に適用されている耐震基準で、巨大地震（M8以上）を想定しています。震度6強～7程度の揺れでも倒壊しないような耐震基準です。

※建物が老朽化している場合や震源地からの距離が極端に近い場合等では、新耐震基準を満たしている建物でも倒壊する可能性は十分あります。

古い耐震基準と
新しい耐震基準は
全然違うんだね！



うちも建てたのが
昭和56年5月以前だ
から、耐震診断して
もらおうかな…



◎皆様のお住まいと生命を守るため、「耐震診断士」を派遣します

旧耐震基準で建てられた建築物は、耐震性が不足している可能性があります。また、東日本大震災等によって耐震性が低下している可能性があります。まずは、お住まいの耐震性を把握する事が大切です。

▶**申込方法** 木造住宅耐震診断士による耐震診断をご希望の方は、申請書（役場都市建設課窓口または村ホームページに掲載）に必要事項を記入の上、役場都市建設課までご提出ください。

▶**対象住宅** ①昭和56年5月31日以前に着工されたもの、②一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅（住宅部分の床面積が全床面積の2分の1以上のもの）で、どちらも延べ床面積30㎡以上のもの

▶**費用** 一戸当たり3,780円（個人負担分）

▶**申込期間** 平成26年6月2日（月）～9月30日（火）※診断の実施時期は平成26年11月頃開始する予定です。

▶**申込・問合せ** 役場都市建設課 ☎885-0340 内線222・223



住宅リフォーム費用の一部を助成します



村では、昨年度に引き続き地域経済の振興を目的として、美浦村にお住まいの方が村内の施工業者により住宅リフォーム工事を行った場合、その費用の一部を補助しています（予算がなくなり次第受付終了）。必ず工事着工前に申請してください。既に工事が済んだ後の申請は対象となりません。

◎**対象者** 補助を受けようとしている住宅に継続して3年以上住民登録をしている方で、自身が村内に所有する個人住宅、併用住宅等の補助対象リフォーム工事を村内の施工業者により行った方。（村で実施している他の補助制度を利用された方は除く）

◎**補助対象リフォーム工事** 村内施行業者による工事費が10万円以上（消費税別）の修繕、増改築、模様替え、その他住宅の機能の維持・向上のために行う補修・改良工事

※ただし、車庫、塀工事や屋根の葺き替え、既存床面積の2分の1を超える増改築工事、機器類および建具のみの設置・交換工事、ソーラーパネルの新築・交換工事、自然災害による被害の復旧工事等は対象になりません。

◎**補助金の額** 補助対象リフォーム工事にかかった工事費（消費税別）の10%（上限額10万円、上限額までは千円未満切り捨て）

□**お問合せ** 役場都市建設課 ☎885-0340 内線222・223